

屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱を次のように定める。

屋久島町告示第128号

屋久島町長の交際費の支出基準及び情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町行政の円滑な運営と透明性を確保するため、町長が、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 屋久島町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 屋久島町町政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 町長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものの交際において、次の基準に基づき支出するものとする。

支出区分	内容	金額等
祝 金	祝賀会及び諸大会等各種行事のお祝いに係る経費	10,000 円以内
会 費	会費制による懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	実費相当額 但し、10,000 円以内とする。
弔 慰	葬儀等における供物等に係る経費	20,000 円以内とする。
見 舞	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費	10,000 円以内（ただし、交流等のある罹災見舞いについては、罹災の状況により決定する。）
贈 答	町政運営上必要な訪問時の土産及び贈答に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
協賛金	各種大会等の開催の協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他	上記以外の場合で、交際上、町長が特に支出する必要があると認められるもの	社会通念上妥当と認められる額

(情報の公表)

第4条 交際費の情報の公表は、交際費執行状況（別記様式）を町が開設する公式ホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、屋久島町情報公開条例（平成19年屋久島町条例第18号）第

7条各号に掲げる情報については公表しないものとする。

3 病気見舞い等の相手方に特段の配慮が必要な場合については、支出先である個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第5条 交際費に係る情報の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が屋久島町の休日を定める条例（平成19年屋久島町条例第2号）に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

様式（第4条関係）

交際費の公開

年 月分

支出年月日	支出区分	支出内容	支出金額
月 日			円
月 日			円
月 日			円
月 日			円
月 日			円
月分 合計			円